

事 務 連 絡  
令和2年5月18日

会 員 団 体 長 殿  
事 務 局 長 殿

(一社)全国中小建設工事業団体連合会  
会 長 小 久 保 忠 廣

## 持続化給付金無料相談窓口の開設について

謹啓 時下ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

平素は当会の事業活動に格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い創設されました持続化給付金は一定の条件をクリアしていれば受給することができる現金給付制度です。また一般に国等の補助金はその事業目的によって補助金の使い道が決められていますが、この持続化給付金はそれぞれの会社の事業全般に広く使うことができるものとなっております。

持続化給付金の申請概要は、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小の法人は200万円、個人事業者へは100万円をそれぞれ上限に給付され、申請期間は令和2年5月1日から令和3年1月15日までとなっております。申請方法は持続化給付金のホームページからの電子申請にて行います。

この状況を鑑み全中連では持続化給付金の申請開始に当たり、申請方法等の制度全般についての無料相談窓口を開設することと致しましたので(開設時間:午前10時から午後4時)、会員の皆様にご周知、ご利用をご推奨下さいますようお願い致します。

お問い合わせ先

全中連事務局 電話：03-5651-7301 担当：佐藤

敬具